

## 千曲市景観計画改定案に対する意見及び回答

～貴重なご意見ありがとうございました～

提出された意見と市の考え方は次のとおりです。

No.	ご意見	意見に対する市の考え方
1	公共施設の景観について、新庁舎・体育館建設のような主要プロジェクトに際し、正式に景観審議会に諮られていない状況を改善して頂きたい。	公共施設の景観については、千曲市景観計画に基づき建設等を行っており、デザイン等の検討の際には多くの市民や諸団体のご意見を反映したものとなっているため、景観審議会に諮る必要はございませんが、公共施設等の建設により景観が大きく変わるものについては、景観審議会の意見を求めるよう努めて参ります。
2	太陽光発電に関して、防災の観点から規制を考慮して頂きたい。 太陽光発電機が河川氾濫時に感電のおそれの無いよう、ハザードマップに沿った立地指導を検討して頂きたい。	担当部署にご意見をお伝えします。
3	全体的に景観行政が形がよい化している状況を改善して頂きたい。 現状では行政のみが条例に基づく申請を審査しており、情報公開もされていない。市民の感覚では違和感があっても、行政が問題視しなければ審議会にも諮られず、そのまま建設されてしまいます。市民が景観審議会に申請の審査を個別に要請できるようにして頂きたい。	本計画は千曲市美しいまちづくり景観条例に基づき、景観形成の方針や規制などを示し、ゆるやかな規制・誘導を行うものです。日々提出される建築物の新築等や工作物の新設等の届け出について、景観条例や本計画の景観形成基準に基づき市が審査し、これに違反するものや適合しないものについては、指導を行うとともに景観審議会に諮ることとしており、景観行政の実効性は確保されていると考えています。 また、景観審議会は市の附属機関として、市長の諮問に応じて調査審議を行うものですのでご理解願います。
4	景観計画・景観審議会などに色彩、防災、感性工学の有識者の意見を反映して頂きたい。	今後、検討して参ります。
5	申請が着工の30日前では、多大な費用を伴う設計変更は現実的に困難。設計変更などの必要の無いよう具体的な例を周知に努めて頂きたい。現状でも色彩については具体的にマンセルが明記されているので、問題になることは少ないと思います。	届出は「30日前まで」となっており、余裕をもって届出いただくよう、また、設計変更が生じないためにも事前に相談をしていただくよう、更に周知に努めて参ります。
6	パブリックコメントの他に住民説明会を行うなどして周知に努めて頂きたい。	今回の改定は平成21年に策定した千曲市景観計画に時点修正を加えたものであるため、パブリックコメントにより意見募集を行いました。今後、全面改定を行う際は住民説明会等を開催して参ります。また、計画の周知については、広く周知に努めて参ります。